

通訳・翻訳者登録制度運用規程

1. 目的

本制度は、瀬戸市国際センターにおいて、瀬戸市国際センター及び瀬戸市の通訳・翻訳ニーズに柔軟に対応することを目的とする。

2. 定義

本運用規定において「通訳者・翻訳者」とは、日本語と外国語（例：スペイン語）の間で、依頼者の内容を正確かつ適切に伝達する能力を有する者をいう。依頼を受ける内容は公益性があり、また専門的、技術的なものを除く。

3. 登録制度の概要

(1) 対象分野

本制度の対象は、瀬戸市及び瀬戸市国際センターが依頼する案件に限る。

(2) 登録対象者

以下の条件を満たす者を登録対象とする。

高校卒業以上で、応募言語での通訳・翻訳いずれかの実績が過去 10 年間のうち 3 年以上あること。外国人の場合は左記に加えて、日本滞在年数が通算 3 年以上であること。

(3) 登録有効期間

登録の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、年度更新制とする。

4. 登録手続き（申請方法）

(1) 申請方法

登録希望者は、所定の申請書類（履歴書、通訳・翻訳の実績がわかる職務経歴書）を瀬戸市国際センター窓口もしくは、郵送にて提出するものとする。

上記の書類を瀬戸市国際センター内で選考し、登録の可否を決定。決定後、応募者に通知。

(2) 更新

登録者は、有効期間満了前に瀬戸市国際センターからの意思確認により更新申請を行うことができる。意思確認は、瀬戸市国際センターから送付するメールの返信をもって行うこととする。

(3) 登録取消

以下のいずれかに該当する場合、登録を取消することがある。

- ・有効期間満了時まで更新の意思確認ができない場合
- ・登録者本人からの申し出があった場合
- ・虚偽の申請が判明した場合
- ・業務遂行に著しい問題があった場合
- ・倫理規定に違反した場合

5. 業務遂行と請負

(1) 業務依頼

登録者には、必要に応じて翻訳・通訳業務を依頼する。報酬は以下のとおりとする。

初めの1時間までは1,500円、その後は実績に応じて30分毎で750円。30分未満は切り捨てる。交通費は発生する場合は、別途支給。(1kmあたり37円)

翻訳は言語に関わらず、日本語1文字あたり5円とする。

なお、業務の遂行にあたっては案件ごとに別途請書を締結するものとする。

(2) 業務形態

通訳：基本は瀬戸市役所、瀬戸市国際センター窓口あるいはパルティセと会議室で行う。

必要に応じて、他の公共施設も可とする。

翻訳：在宅ワーク

(3) 守秘義務

登録者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

6. 倫理規定

登録者は、以下の倫理規定を遵守するものとする。

- ・誠実かつ公平な態度で業務に臨むこと
- ・差別的・攻撃的な言動を行わないこと
- ・納期・品質を遵守すること